

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 百十四銀行			コード	8386				
提出日	2025/5/29	異動（予定）日		2025/6/27					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	山田 泰子	社外取締役	○										△		△		有
2	藤本 智子	社外取締役	○												○		有
3	小西 範幸	社外取締役	○												○		有
4	丸森 康史	社外取締役	○									△		○			有
5	鬼頭 誠司	社外取締役	○									△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当行取引先である香川県の出身者であり、当行と香川県との間には、預金及び融資取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 当行は香川県に寄付を行っておりますが、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	香川県に入戸後、環境・福祉・会計等の部署で要職を歴任し、地方行政における豊富な経験と、地方創生や財務会計等についての専門的知識を有し、人格、見識ともに優れています。2019年6月から当行取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、同氏が監査等委員として、独立した客観的な立場から経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、証券取引所が定める独立性の基準に抵触せず、当行が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2		弁護士としての高い専門性を備えたうえで、香川地方労働審議会委員や高松市環境審議会委員等の公職を歴任してきたことから、法律家としての観点のみならず、行政の現場で培った多様な視点、発想を持ち合わせております。2021年6月から当行取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、同氏が監査等委員として、独立した客観的な立場から経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、証券取引所が定める独立性の基準に抵触せず、当行が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3		学識経験者として会計・監査・ガバナンスやステナリティ等についての高い専門的知識を備えたうえで、青山学院大学副学長、国際会計研究学会会長、会計大学院協会理事長等の要職を歴任し、人格、見識ともに優れております。2022年6月から当行取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、同氏が監査等委員として、独立した客観的な立場から経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、証券取引所が定める独立性の基準に抵触せず、当行が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	株式会社三菱UFJ銀行並びに三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の出身者であり、株式会社三菱UFJ銀行と当行との間に通常の銀行取引があります。さらに、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社と当行との間にコンサルティング業務を委託する等の取引があります。上記の取引は、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 当行は同氏が代表理事をつとめる公益財団法人三菱経済研究所へ寄付を行っておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから概要の記載を省略しております。	株式会社三菱UFJ銀行及び三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社等の経営者としての豊富な経験と、金融や財務会計、コンサルティング業務等に関する専門的知識に加えて、地方銀行の社外監査役の経験も有し、人格、見識ともに優れております。2023年6月から当行取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、同氏が監査等委員として、独立した客観的な立場から経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、証券取引所が定める独立性の基準に抵触せず、当行が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	日本生命保険相互会社並びにニッセイ情報テクノロジー株式会社の出身者であり、当行は両社との間に通常の銀行取引等がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	日本生命保険相互会社及びニッセイ情報テクノロジー株式会社等の経営者としての豊富な経験と、金融、法務、コンプライアンス、リスク管理、システム等の豊富な知識を有し、人格、見識ともに優れております。2024年6月から当行取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、同氏が監査等委員として、独立した客観的な立場から経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、証券取引所が定める独立性の基準に抵触せず、当行が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

1. 預金取引等のうち一般的な取引条件と同様なものにつきましては、独立性に影響を与えるおそれがないと考えられることから、記載を省略しております。
2. 当行が定める「社外取締役の独立性に関する基準」は、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。